



# 障害学生支援室だより

第3号 2025年4月

みなさん、新しい一年が始まりますね。

電気通信大学には、障害等の理由で修学上の悩みや困りごとなどのある学生をサポートする場所があります！それが、障害学生支援室です。障害学生支援室では、障害のある学生との面談や合理的配慮についての相談などを受けています。障害のある学生も大学で充実した日々を過ごすことができるようサポートしていますので、何か困ったことなどがある際はぜひご相談に来てください！

障害学生支援室の機能の一つに、合理的配慮の提供のサポートがあります。今回は、合理的配慮の提供を決定する際の基準についてご紹介したいと思います。合理的配慮とは、障害のある学生が、障害のない学生と同じように大学で学ぶことができるように、授業等を受ける際の「手段」について、変更や調整を行うことです。合理的配慮については、障害学生支援室だよりの第2号で詳しくご紹介していますので、そちらも見てみてください。

合理的配慮は、「障害者差別解消法」によって、大学にその提供が義務付けられています。そのため、以下の基準をもとに、学内で検討をした上で合理的配慮の提供を認めるかどうかを決定しています。

## 合理的配慮を提供する際の基準

合理的配慮の提供の際には、以下の4つの基準をもとに検討しています。

- (1) 本来業務付随であること
- (2) 機会平等であること
- (3) 本質変更不可であること
- (4) 非過重負担であること

合理的配慮は、上記の4つの基準をすべて満たす必要があります。基準を満たさない申請内容については、合理的配慮としては認められませんが、そこから他の支援方法や配慮等について学生と一緒に考え、双方にとってある程度納得のできる支援の形に持っていくことが大事とされています。これを建設的対話と言います。

これだけではよく分からないと思いますので、それぞれの基準についてもう少し詳しく紹介したいと思います。専門的な用語も含まれているので、質問や相談がある際は、障害学生支援室までご連絡ください。合理的配慮以外のどのような相談でも受け付けています。

参考：国立大学法人電気通信大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程  
障害者差別解消法（令和6年に一部改正されました）



(1) 本来業務付随であること

事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。  
大学においては、教育や研究が本来の業務ですので、授業やゼミ等の参加に関連した配慮に限られます。  
基本的には、サークル活動等の課外活動は、配慮の対象にはなりません。

(2) 機会平等であること

障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること。  
授業を受ける機会の平等であり、試験やレポートの評価等の結果については、障害の有無に関係なく、同様の基準で行われます。

(3) 本質変更不可であること

事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。  
大学においては、授業で修得すべき内容の本質を変更することはしません。例えば、試験によって学力を評価する授業においては、試験という課題自体を変更することはできません。しかし、本質にアクセスする手段は変更してよいとされています。(例) 試験を別室で受験するなど

(4) 非過重負担であること

事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度が過重でないこと。  
個々の事案ごとに、大学の規模や予算等の要素を考慮して検討します。また、実際に配慮を提供する教職員の負担の程度も考慮します。

障害学生本人からの申し出があった際に、上記の基準をもとに学内で合理的配慮の提供について、決定しています。詳細は障害学生支援室の web サイト (下記) をご確認ください。

<http://www.osns.gsc.uec.ac.jp/>

## 障害学生支援室の面談予約方法

障害学生支援室では、臨床心理士・公認心理師のコーディネーターが相談に応じています。

どんな支援を受けられるのかな、自分でも受けられるのかな、と思う方もいらっしゃるかも知れませんが、気になることがあれば、まずは相談してみてください。気軽な質問なども大歓迎です。

### \* 予約方法

窓口：B 棟 1 階 学生サポートルーム

Tel : 042-443-5084

Mail : [shien@office.uec.ac.jp](mailto:shien@office.uec.ac.jp)

### \* 開室時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

